

情報通信審議会 情報通信政策部会（第39回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年7月12日(木) 16時00分～18時20分

於、第一特別会議室（総務省8階）

第2

(1) 出席した委員（敬称略）

須藤 修（部会長）、新美 育文（部会長代理）、浅沼 弘一、荒川 薫、清田 瞭、
近藤 則子、畠 信彦、鈴木 陽一、高橋 伸子、徳田 英幸、野間 省伸、
藤沢 久美、三尾 美枝子

（以上13名）

(2) 出席した臨時委員（敬称略）

村井 純

（以上1名）

第3 出席した関係職員

(1) 総務省

小笠原 倫明（総務審議官）、山川 鉄郎（総務審議官）

(情報通信国際戦略局)

利根川 一（情報通信国際戦略局長）、久保田 誠之（官房総括審議官）、
横田 俊之（情報通信国際戦略局次長）、
山田 真貴子（情報通信国際戦略局参事官）、渡辺 克也（情報通信政策課長）、
中村 裕治（情報通信政策課融合戦略企画官）、岡野 直樹（技術政策課長）、
布施田 英生（通信規格課長）、藤田 和重（通信規格課企画官）

(情報流通行政局)

田中 栄一（情報流通行政局長）、佐藤 文俊（政策統括官）、
稲田 修一（官房審議官）、阪本 泰男（官房審議官）、
吉田 博史（地上放送課長）、伊藤 康典（総合研究官）
竹村 晃一（情報通信作品振興課長）

(2) 事務局

藤江 研一（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第4 議題

- (1) 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割【平成16年1月28日付け諮問第8号】
- (2) 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」【平成16年1月28日付け諮問第8号及び平成19年6月14日付け諮問第12号】
- (3) 知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方【平成23年2月10日付け諮問第17号】
- (4) 情報通信分野における標準化政策の在り方【平成23年2月10日付け諮問第18号】
- (5) 委員会の廃止について

開 会

○須藤部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会第39回を開催いたします。

本日は、委員及び臨時委員19名中14名の方がご出席されておりますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割【平成16年1月28日付け諮問第8号】

○須藤部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は5件ございます。

初めに、諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、審議をお願いいたします。

なお、本諮問事項のうち「デジタル・コンテンツ流通の促進等」については、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において調査検討を行っていただきましたので、当該事項については、次の議題においてご報告をお願いします。

それでは、地上デジタル放送推進に関する検討会での検討結果について、村井主査よりご報告をお願いいたします。

○村井臨時委員　はい。それでは、地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割についてです。本日、2つの委員会が最終答申で、どちらも何年もやってきたことですので、その検討の結果をご説明させていただきたいと思います。

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」は諮問第8号ということで、この委員会は、平成16年1月28日に情報通信審議会から諮問されまして、専門的な立場から調査や検討を行い、取りまとめを行うというのが使命でございました。平成16年の2月に設置をされたものでございますので、約8年半の議論を経て、今日に至ったということでございます。

もともとアナログ放送のデッドラインは、ご存じのように平成23年7月24日と決

められておりましたので、私どもはそこから逆算して、どのように対応を進めていくかという検討をしてきたわけです。いろいろな課題が出てまいりますし、デッドラインが決まっています、そこへ向かってランディングするということですので、それぞれの課題を多くの視点から議論しロードマップをつくり、状況を見て、調査をして、そのロードマップからずれたところがあれば、そこを修正するということをしていかなければいけません。基本的な議論はそういったプロセスに沿ってまいりました。

平成22年7月までに56回の委員会を開催して、7次にわたる中間答申を取りまとめ、皆様にもご了承いただいたということをごさいます、この第7次の中間答申で、アナログ放送終了期限までの残り1年間ということで、残り1年で関係者が取り組むべき課題について提言を行ったわけです。

その後、東日本大震災が発生いたしまして、甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島の3県について、アナログ放送終了期限が延長されるということになりました。3県を除く44都道府県で当初の予定どおり7月24日に、3県についても今年の3月31日にアナログ放送を終了いたしまして、デジタル放送への移行が完了したということをごさいます。

本年6月18日に開催した第57回の委員会では、アナログ放送の停波状態について、総務省及び放送事業者から報告を受けまして、大きな混乱なくデジタル放送への移行が完了したことを確認するというを行いました。そして、それにあわせて、今後取り組むべき残された課題ということでの検討・議論をいたしましたので、その結果を報告書として取りまとめた資料39-1に基づきまして、ご説明させていただきたいと思えます。

1ページ目を見ていただきまして、今までの7次の中間答申の提言を踏まえて、総務省及び関係者が連携・協力してデジタル移行の取り組みに万全を期してきたということ、審議会としても認識するということが記述してあります。一方で、アナログ放送終了後も課題は残っていますので、関係者が引き続き取り組む必要があるということの中での特に留意すべき点、対応が望まれる点について記述しております。

留意すべき点というのは、1枚目に数字が振ってありますが、1番として、新たな難視やデジタル混信などにより、デジタル放送が良好に受信できない世帯について、総務省及び放送事業者は、地デジ難視対策衛星放送が終了する平成26年までのできるだけ早期に、地域の地上デジタル放送を視聴できるよう対策の促進に取り組むということが

うたわれております。

2番目は、アナログからの議論の中では、何のためのデジタル放送への移行だということがずっとございましたが、そのうちの1つの重要な使命は周波数の再編・再利用ですので、この再編のリパックについて、総務省及び放送事業者は、残された地区に関して視聴者が円滑にチャンネル変更を行えるよう、丁寧な周知・相談を行う必要があるということでございます。

それから、デジアナ変換サービス、すなわちケーブルテレビで、デジタル放送をアナログテレビで受信できるように変換をしているサービスでございますけれども、これは現在も継続しておりますが、これも有期でなくなるわけですから、そのときにケーブルテレビ加入者が混乱しないように、サービス終了時期の周知広報の強化や、デジタル受信機への買い換え等の周知広報を図る必要がございます。総務省は、ケーブルテレビ事業者に対するデジアナ変換サービスの導入を要請した経緯がございますので、当該サービスの終了に当たっては、地方公共団体等の協力を得ながら、周知広報の徹底に努める必要があるとしております。

2ページ目、また、対応の望まれる点として、総務省に関しては、先ほど申し上げました空き周波数の有効利用を促進することや、テレビの不法投棄対策に対応すること、放送事業者の関係者に関しましては、地上デジタル放送の特性を生かしたよい番組をつくってほしいというのが、委員からの意見として何度も繰り返して出ておりましたので、これもデジタル放送へ移行という中の議論として記載してございます。

3ページ以降に、残された課題とそれに対する取り組みの現状、審議会における議論の概要を別添として添付してあるので、ご覧いただきたいと思います。

ご報告は以上でございます。

○須藤部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からのご意見、ご質問を承りたいと思います。どなたでも結構ですので、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ、高橋委員。

○高橋委員　　ありがとうございます。私も、地デジに関する諸課題には長い間かかわらせていただいたわけですが、これまでの長い議論の中で、多くの視点から議論したこと、つまり利害関係者が多数参画したことと、ロードマップをつくってゴールを明

らかにしてやったところでの成果だと思っております。また、地デジ移行の延期をした海外などの事例に照らしてみても、我が国は非常に周到な準備で、大過なく行けたということで、非常によかったと思っております。これは村井先生初め、当局関係者の多大な貢献があったところだと思います。

とはいえ課題も残っているわけで、今、村井先生のご説明で周波数のところが取り上げられたわけでごさいます、これは非常に大きな問題ですけれども、利用者に関係の深いところでは、報告書にもごさいます、デジアナ変換の問題があると思います。これで地デジ移行を切り抜けた人が相当数いて、できればそれがどのぐらいの比率なのかをちょっと教えていただきたいということ、デジアナ変換サービス終了に向けてどういうふうにやっていくのか。これに関して、この委員会を終了後どういう関与をするのか、その点お聞きしたいと思っております。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。それでは、村井主査及び事務局、お答えいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○村井臨時委員　　はい、まず私から。今、ご指摘いただきました点というのは大変大きな課題だと委員会でも認識をいたしました。そして、具体的な数字は後で事務局からフォローしていただきますけれども、現状、例えば2台、3台とテレビがあるときに、1台目がデジタル化されていたとしても、2台目、3台目はアナログのテレビのまま、実質的には見えている家庭は多いです。

もう1つ、デジアナ変換のことをわかりやすく申し上げますと、アナログ停波の最後の瞬間、画面が砂嵐になるということでしたが、この瞬間を写真に撮ろうとか、録画をしようとか、色々な方がいらっしゃったのですけれども、ほとんどの方が失敗したという報告がありまして、その1つの大きな理由が、ケーブルテレビがデジアナ変換をしており、結局通常どおり見えたということでごさいます。

このデジアナ変換の恩恵を受けている方の数値が今のご質問でしたが、これも委員会の中で指摘されており、かなりの数字だったと記憶しております。したがって、これに対する対応をきっちりするというのが報告内容でごさいました。

○須藤部会長　　では、事務局、お願いいたします。

○吉田地上放送課長　　ご指摘の点、ケーブルテレビのデジアナ変換サービスですが、今の資料39-1の10ページをごらんください、10ページの下の方に、ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの説明がごさいます。四角の中の丸の2つ目でごさいます

けれども、2,485万世帯をカバーしているというのがデジアナ変換サービスの実態でございます。ただし、この2,500万世帯弱がすべてデジアナ変換サービスによってアナログテレビで見ているという意味ではありませんで、そういうことが使えるようであれば、使える状況にある世帯ということでございます。

これも、委員会のほうでもご議論いただいた中で、これはきちんとまず実態調査をしなければならぬということで、ケーブルテレビ事業者が中心となりまして、今、調査を行うことでやっていると聞いております。私どもとしても、その調査の結果を踏まえまして、周知を当然やっていかなければならぬんですけれども、今もやっている周知をどういうふうに強化していくかということと相談して、実施してまいりたいと思っております。

○須藤部会長 はい、どうもありがとうございます。

高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。我が家の3台のテレビ中2台は、デジアナ変換で使っているものです。周りに聞いてみましても、オオカミ少年の例えではありませんけれども、大騒ぎしたけどそのまま大丈夫だったじゃないということで、この次のデジアナ変換の終了に向けて相当気が緩んでいるのではないかと。ここをきちんとやっていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。では、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 テレビが大きくなって家族の団らんが戻ってきたり、番組も、親と子やおばあちゃんと一緒に見られるような番組が増えたり、地域の中でも、サッカーパブでみんなが見られるようになったのはとてもよいことだと思うので、報告書の中にはもう盛り込めないと思うんですけど、そういうよい効果がたくさんあるということを知っていただけたらなと思いました。

以上です。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○浅沼委員 感想になろうかと思うのですが、恐縮でございますが、その他の部分でも述べられておりますけれども、相当な苦勞をして地デジ化をして、基盤をそろえたわけ

ですけれども、そのコンテンツはどうなったのかということについて、若干疑問を差し挟む意見も出ているようでもありますけれども、12セグメントを使ってわざわざ流すような内容なのかどうかということも含めて、コンテンツについてやはり一考すべきところがあるのではないかと。特に電波の活用という意味で言うと、それだけの帯域を確保して用意をするということの必要性もありますし、加えて、これから海外に日本式の地デジを打って出るといえるときに、日本がどうだったのかというのは大きなベンチマークになろうかと思っておりますので、そういう意味でも、若干一考が必要な面があるかなというふうな感想を持ちました。

以上です。

○須藤部会長　ありがとうございます。

では、お願いいたします。清田委員。

○清田委員　今、浅沼委員のお話からも関係するんですけど、ほんとうに長期にわたる莫大な努力の結果、大震災の影響を一応乗り越えて、完全に地デジ化が完成したと。結局、これは完成するのが目的じゃなくて、地デジ化することによって何ができるかと。結局、これを有効活用しなければ意味がない。したがって、アナログ時代とデジタル時代でどこが違ったのかということ、国民が、なるほどこれは便利になった、よくなった、使い勝手がよくなった、こういうこともできると感じられるものをいかに増やしていくか。

1つには、既に、番組を見ながら一部視聴者の意見が、どんどん送られてきているものが画面に流れたり始めていますし、それから一番簡単なのは、いろいろな賛成、反対のアンケートをリアルにやるということが使われていますけれども、もっとこういうことができた、ああいうことができたというものをつくっていくという、この利用がないと、結局、これだけの努力があまり効果を生まないということもあるので、これからは、利用に対する努力というか、アイデアだとか、そういうものをやっぱり中心に、いろんな意味でアイデアを募るとするのが大事かなと思います。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。貴重なご意見、いい点をいただきました。

ほか、いかがでしょうか。

まだ恐らく、ご意見、皆様あると思いますけれども、基本的にはこの報告書を当部会として了承したいと存じますが、よろしいでしょうか。

なお、今出たご意見は、きちんとテイクノートをして、今後、重視するということで、

25日の総会に答申案として提案させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

ちなみに私も、昨年、地デジ対応のテレビを買ったんですけども、理由は、「龍馬伝」を見ていたら画面が暗くて、うちのテレビ、もうだめかなと思って、何か暗いなと思って、地デジに変えたらよく見えて、ああ、もう地デジ対応で画面がそうなっているのかというのは実感した次第で、初めて大河ドラマがよく見えたなと思ひましたけれども、そんな経験がありました。変なことを言っただけですみません。

(2)「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」【平成16年1月28日付け諮問第8号及び平成19年6月14日付け諮問第12号】

○須藤部会長　それでは次に、諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び諮問第12号「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方に」について審議いたします。

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の村井主査より、当委員会での検討結果についてご報告をお願いいたします。

○村井臨時委員　はい。ただ今、部会長からご紹介ありましたデジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会ということで、本委員会は、平成16年1月28日に情報通信審議会に諮問されました「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けての行政の果たすべき役割」という諮問第8号のうちの「デジタル・コンテンツ流通の促進等」について、専門的な立場から調査・検討を行って、取りまとめを行うということで、平成18年の9月に設置されております。また、平成19年の6月に諮問第12号「コンテンツ競争力の強化のための法制度の在り方」という諮問も受けておりますので、その検討も行ってまいりました。したがって、2つの諮問事項ということになります。本委員会も、約6年半にわたって66回に及ぶ審議を進めてまいりました。

地上デジタル放送の利活用の諮問8号のうちの「デジタル・コンテンツ流通等の促進」に関しましては、19年8月、20年6月及び平成21年7月の3次にわたって、中間

答申をとりまとめさせていただいており、「コンテンツ競争力の強化のための法制度のあり方」については、20年6月、21年7月の2次にわたって中間答申を取りまとめています。

特にデジタル放送のコピー制御のルールに関しまして、本委員会における審議の結果、そのときに定まっておりましたいわゆるコピーワンスから、消費者の利便性向上ということが期待されるダビング10というシステムへの移行について、消費者、権利者、放送事業者、メーカーなどの多様な関係者で合意がなされて、実現されたというところでございます。

また、本年、平成24年1月以降、コンテンツの製作・流通の現状と課題について、関係者からヒアリングを行うなど6回にわたって議論を重ね、コンテンツ流通・製作者力についての強化のあり方、デジタル放送コンテンツ保護のあり方ということで審議を行ってまいりました。7月5日に開催した第66回の会合では、これまでの審議の結果を総括して、これまでの経緯・現状、早急に取り組むべき課題、中長期的に取り組むべき課題を含む今後の取り組みについての報告書を取りまとめましたので、資料39-2-1という概要版を使ってご説明させていただきますが、資料39-2-2として報告書を配付しておりますので、こちらにも必要に応じてご参照いただければと思います。ご説明は概要版にそって行わせていただきます。

まず、概要版の最初の1ページと2ページには全体構成が書いてありまして、2ページを見ていただきますと、先ほど申しあげました2つの諮問事項が、それぞれ「これまでの取組と現状」、「提言」から構成されるように記述されております。「これまでの取組と現状」に関しましては、これまでの経緯、関係者等の取り組み、課題などを整理していますし、「提言」におきましては、これらを踏まえた今後の取り組みについて記述しております。

次の3、4ページの第1章「コンテンツ製作・流通の強化方策のあり方」の第1節「これまでの取組の現状と課題」をご覧くださいますと、コンテンツ製作・流通の強化のあり方についての説明がありまして、これまでの2次にわたる中間答申の提言を踏まえて、コンテンツ製作・流通、放送コンテンツのインターネット配信、コンテンツの海外展開、権利処理の円滑化、コンテンツ不正流通対策、流通プラットフォームということの現状と課題が記述されております。

3年前の中間答申と比べて、今回の答申では、我が国のコンテンツ市場が11兆円程

度で推移する一方、海外市場は持続的な成長が期待されること、また、デジタル放送への完全移行とインフラ整備、スマートフォン等の急速な普及を背景としたさまざまな動画視聴サービスが登場し、特に放送コンテンツのインターネット配信が、質、量ともに充実をしてきたこと、あるいはコンテンツの海外展開、権利処理の円滑化、不正流通対策について、関係者の取り組みが進んではいるものの、課題もまだまだ残っているという点、このあたりが主に記述されております。

とにかくこの分野は新しいことがどんどん起こっていきまして、先ほどご報告させていただいたデジタル放送もそうですが、インフラ、それからスマートフォンをはじめとする新しいデバイス、その他の技術的な発展も含めております。これらを背景にクラウド型の音楽サービスというのも開始されていきまして、新しいコンテンツ配信サービスが次々と登場しています。また、テレビもスマートテレビというようなことで、これを利用した色々な取り組みが、内外で活発化しているということ等がトピックスとして挙げられるわけです。

5ページの第2節では、今後の取組の方向性、早急に取り組むべき課題、中長期的に取り組む課題ということが記述されております。まず、今後の取組の方向性に関しましては、正規ビジネスを拡大して、クリエイターに対して適正な対価が還元される仕組みを整備して、質・量ともに持続的な拡大再生産を図っていくのが基本であるということにした上で、放送コンテンツの権利者への適正な対価の還元には十分配慮した上で、権利処理の迅速化・効率化に取り組むということがございます。さらに、我が国のコンテンツを海外へ発信していくための環境の整備や、関連産業との連携促進ということが議論されています。これを、民間主導ということを原則に、官が支援をするということが必要だということを提言してあります。

6ページでは、早急に取り組むべき課題ということで3点挙げてありますけれども、権利処理の迅速化・効率化に関しましては、放送事業者、権利者団体、関係行政機関における検討の場を設け、実務面・制度面の課題に取り組む必要があるということでございます。

コンテンツの海外展開につきましては、これもたくさん議論がなされましたけれども、外国製コンテンツに対する規制の緩和、海賊版対策の環境整備、関係省庁と連携した我が国の国際放送ネットワークや海外放送メディアにおける放送枠の確保、ローカライズの支援、海外展開を視野に入れたコンテンツ製作の促進等々が必要になるということで

ございます。外国製コンテンツに対する規制というのは、海外に行った際、外国製コンテンツに対する規制がある国では、日本のコンテンツも規制されているわけですので、こういったものも含めまして、課題だということでございます。また、クールジャパン戦略という政府の全体の方針がございませうけれども、こういったものも、コンテンツの海外展開を推進するものですので、関係省庁と連携しつつ取り組むべきということになっております。

スマートテレビの推進は、先ほど申し上げましたように、デジタル化されたテレビは、インターネット等に接続されて、新しい技術的な発展が期待される基盤となっているわけですが、ユーザーの利便性や選択肢を広げて市場を拡大するために、官民が連携して、民間企業での実験や国際展開への取り組みなどを推進する必要があるということをご提言しています。

7ページの中長期的に取り組むべき課題に関しましては、コンテンツの利用や流通の形態が急速に変化をしているということをご先ほど申し上げましたが、この急速な変化に適切な対応をするため、関係者からなる新たな検討の場が必要だということが議論されました。これを設置しまして、コンテンツ保護にかかわるルールのあり方、権利処理の迅速化・効率化、クリエイターへの対価の還元というような議論を継続的にしていくことが必要だということをご提言しているところでございます。

8ページの2章として「デジタル放送のコンテンツ保護のあり方」となっております。これが2つ目の諮問に対応したところでございます。こちらも、これまでの経緯と現状を説明してありますけれども、デジタル放送のコピー制御のルールに関しましては、第4次、第5次中間答申の提言に従いまして、放送のデジタル化の促進の必要性の観点から、暫定的なルールとして、ダビング10が2008年7月から開始されたということでございます。その後、国内で出荷されたデジタル録画機はほぼすべてダビング10対応になっておりまして、今年3月現在、累計2,000万台が出荷されているということです。この検証といいますか、アンケート等のデータも、委員会で検討していただいたという背景がございます。

また、コピー制御方式のエンフォースメントのあり方の取り組みと現状ということで、現状のB-CASカードを用いた方式に関しまして、委員会でさまざまな問題点が指摘されました。その改善のために、第6次中間答申では、デジタル放送のコピー制御のルールの担保手段、エンフォースメントについての技術規格の開示を制限しない、いわゆ

る新方式の導入に向けた検討を進めてきたわけではあります。

9ページを見ていただきまして、この提言では、まずコピー制御方式について、放送コンテンツの製作の拡大再生産を実現するために、コンテンツ保護のためのルールが必要だという点に関しましては、本委員会の構成員の見解が一致したわけですが、一方で、コンテンツ保護の手法としてのコピー制御に関しましては、構成員の皆様の間で意見に相違がありまして、さまざまな議論が行われました。これらの審議の結果を踏まえて、サービスの動向、技術の進展等についての検証を行いつつ、エンフォースメントのあり方とあわせて検討することが適当だということを提言しております。

10ページは、クリエイターに対する対価の還元ということでございますけれども、良質なコンテンツの持続的な再生産に向けて、クリエイターに適切な対価が還元される方法を検討することは重要な課題だということで、幅広い観点から検討して、関係者の共通認識の形成を模索していく必要があるというふうに提言をしています。

また、コピー制御方式のエンフォースメントに関しまして、新方式ということが定まったことで準備は整ったわけですが、円滑で適切な導入・運用を図り、地上デジタル放送以外の適用拡大の可能性も、民間の関係者の中で検討する必要があること、また、コピー制御方式のエンフォースメントのあり方について、新方式や制度的補完措置の定着状況等も踏まえて検討する必要があると提言しています。

さらに、今後の取組ということで、デジタル放送のコンテンツの保護のあり方で、コピー制御に関する利用者の認識、技術・サービスの動向、コンテンツ不正流通の状況を具体的に把握して、第1章で触れた新たな検討の場において、検討することが適当であると提言しております。

簡単ではございますけれども、委員会報告の概要をご説明させていただきました。どうもありがとうございます。

○須藤部会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からのご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、では、お願いします。

○鈴木委員 私は、第1章2節の2の(2)コンテンツの海外展開の促進というのが非常に重要だと思っております。その中で、要約版の6ページ、そして実際の報告書の14ページの下のところですが、我が国のコンテンツを外国で見られるようにする

というときに大事な視点があるように思います。それは、現地の方と邦人（及び日本語を母語とする人々）に対してそれぞれの対応を考えることが重要であるということです。また、邦人、加えて日本語を母語とする人々については、現地で暮らしている方と旅行で滞在している人を区別して考え、これらの人たちに、それぞれが必要とする日本のコンテンツをしっかりと供給し続けることが重要です。しかし、外国に旅行して、友人の家を訪問したときやホテルなどで、私、テレビのチャンネルを全部スキャンして見るのが好きなんですけれども、区別されていないことが多いように思います。

例えば、旅行者には、日本の最新状況が伝わればいいはずなのに、ホテルで日本とほとんど同じ娯楽番組中心の構成のコンテンツが流れていたりします。逆に、外国の方、現地の方に見てもらう場合には、クールなコンテンツも含めて日本の状況全体を伝えるような番組が流れていてほしいのに、必ずしもそういうチャンネルが放送されていない場合が多く、他国に比べて非常にプレゼンスが低いような気がするが大変多いということです。まとめますと、ここの部分は大変重要であること、それから、現地の方に見てもらえるようにすることと邦人の方に見てもらえるようにすること。後者については、居住者の方と旅行者という2つの視点があること。その辺を意識して、ぜひ強力で展開していただければと思います。

以上です。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

では、お願いします。

○寫委員　　今の関連ですけれども、アジアへ行ったり、それからアジアの人によく聞くことは、中国と韓国のテレビドラマなどが、ほんとうに毎日のようにやっていると言うんですね。日本も韓流ブームがずっと続いていて、そろそろ終わるかなと思ったけれども、全然終わらないで、もう10年以上続いているわけですね。その間に、むしろ女性とか、あるいはリタイヤしたシニアたちが韓国ドラマなどを非常によく見て、それを見ると次は旅行に行く。あるいは、韓国の物産を買うとか中国へ旅行に行くとか、観光や食事・物産などで、とてつもない波及効果を持っているなという感じがするんですけれども、日本は海外でそういうことができないのかと歯がゆく思うんです。もっと韓国や中国流に海外展開できないのかと聞くと、テレビ関係者などは、結局1つは権利関係の問題が国内でも厄介で、それをクリアするだけでも関係者は嫌になっちゃうと、そう言っているわけですよ。

何かそういうところをブレイクスルーするような方策を考える必要が1つあるのかなという気がしますし、それからもう一つは、やっぱり中国や韓国は、言ってみれば国家戦略として、こういうクールジャパンみたいなソフトを大きく流していこうという戦略がはっきり見えるわけですね。韓国の場合だと、38度線の近辺にソフトの特区をつかって、そこでお互いに情報交換をしながらやり、政府の支援もあるといいます。日本は、ほかのビジネスもそうですけれども、点で攻めていくんだけれども大きな流れにならない。韓国や中国は、僕はこの間アフリカへ行ってもわかりましたけど、日本は点の攻めだが、韓国などは線や面で攻めてくるという感じがあるんですよ。そういうような国家戦略的な側面と、それから権利とかそういったようなことを、もう少し簡単にクリアできるような手法というのを考える必要があるなと思いますね。

そして、それがどんどん出れば、これは単にソフトを売るだけじゃなくて、観光だとか、あるいは物品だとか、その他への波及効果もとんでもないことになるんじゃないのかなというふうに思いますね。世界では今、これを見ていると5%の成長だ、5.何%の成長だというけど、今、世界で5.何%も成長しているようなところって、そんなにないわけですよ。先進国の成長率なんか、みんな一、二%なわけですし、観光だとかこういうところというのは、これからの成長分野だというふうに思いますので、ここはほんとうにきちんと考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○須藤部会長　ありがとうございます。

今、お二方のご意見、特に海外展開についてのご意見をいただいたんですけども、主査及び事務局で何かコメントすべきことがあれば、コメントしていただきたいと思います。

○村井臨時委員　はい。最初の点、海外にいる邦人への日本語の放送と日本のコンテンツの世界への発信、それから、今ご指摘のありました権利のアグリゲーションといったもので、流通をいわば権利処理の面から促進をすること、さらに、クールジャパンのような総合的な政策とツーリズム、こういうところの重要性というのは、いずれも委員会の中で議論が起きました。

特に権利のアグリゲーションが日本のテレビでの大きな課題だということは、この委員会の中でずっと議論されておりました、議論の中では、そういったテレビ番組の権利の一本化といいますか、アグリゲーションのメカニズムの幾つかの試行、実験、そしてその仕組みをつくって、それが成果を上げてきたというご報告もございました。したが

いまして、その最初の2つを区別すべきだという点、それから権利処理の点というのは、この報告書の中でも記述されて、認識はされていると思います。それを踏まえた上で、今後も検討すべき大きな課題があるということだと思えます。

また、ご指摘があったように、コンテンツの流通が日本の経済、その他に大きな影響があるというのは全くそのとおりだと思います。ツーリズムは観光と訳されることがありますが、例えば私どもの大学にくる留学生、あるいは今、大学で雇用しようとする海外の優秀な教員、そういう人達は何が理由で日本に来るかということを考えたときに、そういった日本に対する魅力だとか、流通したコンテンツのインパクトが大変大きな影響があるということもわかっておりまして、ツーリズムの本質の意味も含めまして、ご指摘のとおりだと思います。委員会の中でもそれが審議され、そうしたことへの取り組みということもご紹介させていただいている部分もございます。今後のさらなる取り組みが必要だと認識しております。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

事務局、何か補足ありますでしょうか。

○竹村コンテンツ振興課長　　まさに村井主査から今ご発言あったとおりでございます。コンテンツの海外展開につきましては、コンテンツ産業そのものといいますよりも、クールジャパン戦略のいわば先兵役として、他産業ですとか、日本へのインバウンドの促進ということで、非常に期待されているところでございまして、他省庁ともよく連携して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

ただいまの論点でも結構ですし、ほかの論点でも結構ですが、ほかにご意見、ご質問あれば、おっしゃってください。

では、野間委員。

○野間委員　　中長期的に取り組むべき課題というところで、「『新たな検討の場』を設置して、コンテンツ保護に係るルールのあり方」、「クリエイターへの対価の還元」等と書いてあります。今、インターネットサービス事業者というのが、むしろプラットフォーマーといいますか、アメリカの大手企業がほぼその世界を掌握しているという状況において、ぜひ議論していただきたいことは、国際的なルールづくりをやっていく必要があるのではないかということです。それから、我々もすでにデジタル・コンテンツの配信など、さまざまな形で進めておりますけれども、この点について申し上げれば、もはや

中長期的に取り組むべき課題ではなくて、早急に取り組むべき課題ではないかと思いました。いかがでしょうか。

○須藤部会長　では、主査、お願いいたします。

○村井臨時委員　全くおっしゃるとおりだと思います。今のインターネットプラットフォームというのは、主にアプリケーションのプラットフォームということで、大変大きな力といいますか、影響力を持ってきているということも議論されています。また、そういったグローバルプレーヤーに対して我が国がどのように取り組んでいくかということは、我が国独自ということよりも、今ご指摘がございましたように、グローバルな状況に対応して、ほんとうにあるべきことをグローバルに展開する、あるいは国際的な影響を持つ、こういったようなことを議論していかなければいけないということが、本委員会の中で議論されてきた内容だというふうに認識しております。

議論されたことの1つではございますが、そういった新しい問題を検討する場が必要であることの背景としては、サプライサイド、消費者サイド、それからプラットフォームサイド、こういった方々が1つのテーブルについて議論して、今日ご報告申し上げたような具体的な、成果と申しあげるとおこがましいのかもしれませんが、挑戦をしてきたこと、あるいは、それに対するシステムを社会の中で展開する元の議論をしてきたということがあるかと思えます。そういう場があったことの価値といいますか、これの認識は、部会に参加した方の共通の認識だったと思えます。

そこで、今回のご報告は、1つ目のも合わせまして、大変長い間議論してきたことのも最終答申ということになるわけですが、そういった検討の場があるということは大変重要だという認識がありますので、今、申し上げたような、将来の検討の場の必要性ということ、答申の中で記述させていただいたということでございます。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。

では、徳田委員、それから高橋委員で。

○徳田委員　資料39-2-1の第2節、提言2の中の早急に取り組むべき課題の(3)のスマートテレビの推進というところで、非常に的確に書いていただいているのですが、少し気になる点がありますので、2つ、もし可能であれば、追加してメンションしていただきたいということがあります。

1つは、どうしてもスマートテレビという、テレビという言葉に引っ張られてしまって、従来のインターフェースをそのまま単にスマート化しただけなのかという……。非

常に新しいスマートテレビに適した新しいインターフェース、より使いやすく、より知的なサポートができるインターフェースの開発というのが、やはりこちらに書いてある標準化と同じように非常に重要な課題でして、先ほどの、地デジでどういうことが新しいメリットになるんだ、コンテンツはもっと変わるべきではないかという議論と全く同じ発想なんですけれども、テレビという、リモコンをボタンで押して操作するという事に引きずられてしまいますと、やはりちっともスマートテレビになっていなくて、リモコンを使って何かコンテンツを引っ張り出す、チャンネルを切りかえる、非常にプリミティブな状況になりますので、新しいユーザーエクスペリエンスを提供できるスマートなインターフェースを、ぜひこれも業界をリードする形で、いろんなところを日本が引っ張って行っていただけるといいなと思っています。

それから、2つ目は、この「スマートテレビが実現するサービスモデルについて、国際イベントにおけるデモンストレーションを通じた世界への発信」ぶらぶらっと書いてあってるんですが、これも、1個のサービスモデルの中に入っているのかもしれないのですが、そのサービスをクロスドメインで……、いろいろなドメインでサービスがもうネット上でされているのですけれども、それらがクロスドメインで連携できるサービスプラットフォームをいろいろ実現していただいて、業界を飛び越えたものが、テレビというプラットフォーム経由で、スマートテレビ経由でいろいろサービスの連携ができた、そこら辺をうまく、プラットフォーム化というのをうまく強調していただけないかなと思って、2点ほど指摘させていただきました。よろしく願いいたします。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

では、高橋委員。

○高橋委員　　私は委員でございましたので、提言の背景について少しユーザー、コンシューマーの立場から補足させていただきたいのと、積み残している課題について、最終回の様子を少しお話しさせていただきます。

2006年から6年半、66回、非常に長い議論を続けてきたんですけれども、この中でウエートが非常に大きかったのは、コピーワンスからダビング10へというところ、それからB-CASカードの問題、このあたりが、回数が非常に多くなった問題だっと思っております。

ダビング10に関しては、先ほど村井先生から暫定的なルールというご説明がありましたけれども、共通認識としてダビング10は、コピーワンスからその先に行くところ

の通過点であるということですので、この先が何なのか、これについて継続的に議論の場が設けられるということが必要です。

最終回で、委員の方々からのご指摘の意見で私が非常に共感している点ですが、1つは、ダビング10は、利用者から見るとやはりムーブの制限があり、録画メディアが今後も進化し、変わっていく中で、せっかく撮ったコンテンツが保存できない問題が出てくるだろうと。これは何とかしなくてはいけないということと、それから、これは私も当初から主張していますけれども、そもそも無料の地上デジタル放送にコピー制御がかけられているのは日本だけ、非常に国際的にもまれだという問題をどうするか。これらは、継続的に検討が必要なことだと思っています。

また、B-CASについては、新しい方式も導入されることにはなったんですけども、いろいろ問題のあるB-CASがまだ主流であることについて、今後の課題として検討していく必要があると思います。その検討の場につきましては、今までと同様、あるいは今まで以上にオープンな議論の継続を希望します。

以上です。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

村井主査、今、お二方のご発言について、何かコメントすべきことは。

○村井臨時委員　　ありがとうございます。いずれの指摘も大変重要な指摘でありますし、やはり委員会の中でも大きな課題になったところだと思います。

先ほどの野間委員のご意見の中にも含まれていたと思いますが、ユーザーインターフェースということもございますけれども、プラットフォーム、この流通の基盤になるというのが、やはりグローバルプレーヤーがスーパービッグジャイアントみたいになってきたということがございまして、これを分析しますと、やはり権利処理、それからDRMのようなもの、そして、それに対する一元化なのか、どういうプレーヤーがコンペティティブに入ってプラットフォームができるか、こういうことを含めて議論をする必要があるだろうということでございます。そして、そのことを含めて、スマートテレビや、スマートテレビ以外のデジタル・コンテンツの流通の基盤ということに取り組みなければいけないということも議論されたところでございまして、大変重要なご指摘だと思います。

また、今の高橋委員にご説明いただいたことは、委員会の中で議論されたことをご紹介していただいたわけですが、その背景としては、やはりアナログからデジタルへとい

うことで、アナログ情報はコピーをすれば劣化するが、デジタル情報は全く劣化をしないという点がございます。要するに全く同じものがどんどんできてくるのがデジタル情報の特徴ですので、そういった意味で、知的財産権の問題、権利処理の問題というのが難しくなるということは必然であり、その中で先ほどのプラットフォームの議論も進むということが背景ございます。

一方で、大変な利便性と可能性、あるいはそれに対する横のつながりといいますか、プラットフォームの連携ということができてまいりますので、いろいろな効果がどんどん伸びてくるという、極端な利便性の広がりというの、同時に実現でき、この両方を視野に入れて、どのようなデジタル・ライツ・マネジメントが適切かということを考えるのに、我が国はとてもふさわしい場所だと思います。

それは、やはりコンテンツに対する問題、DRMの技術に対する問題、暗号化その他の技術の問題、そして、何といたってもそれを使う人たちが、デジタル基盤の使いこなし力のようなものが、日本はとても強い。したがって、そういったところで議論をされた成果が、世界のこれからの情報社会に貢献するという大きな期待があるのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。では、寫委員、お願いします。

○寫委員　僕は仕事の関係で、外国のニュースとかそういうのを、スカパーを通じて、BBCとかCNNとかアルジャジーラとか、そういうのをよく見るのですけれども、最近驚いたのは、中国が24時間放送をやっている、ニュースを生でそのまま流して、しかも同時通訳をやっているのですよね。そういうのは大体——中国もそうだとやっているんですけど——ほとんど民間でやっているわけですね、CNNにしてもBBCにしても。

日本というのは、さっきからもあったように、コンテンツがたくさんあると。それから、日本の社会や日本の文化やいろんなことに、この間、パリでもジャパン何とかっていうのをやっていたけど、ものすごく関心があるわけですね。いっぱいいろんな、そういう魅力的なものがあるのだけれども、全く世界へ発信していないというのは、何か民間がリスクをとらないからやらないのか、あるいはもっと別に理由があるのか、その辺は、議論か何かでどういうふうになったのでしょうか。ほかの国々は、ほとんど民間

でやっていますよ。中国の場合も民間だと言っていましたけれども、その辺がどうもよくわからないのですけどね。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

今、ご質問ですので、主査。

○村井臨時委員　おっしゃるとおりの状況が議論の中でも出てまいりました。やはり今まで国内のマーケットというのが主流で、世界に対する展開ということが進んでいなかったというご指摘の事実は、認識されていると思います。

これを解決する1つのきっかけとして、こういうことが議論されました。基本的には、実はコンテンツは、おっしゃるように海外で非常に受け入れられているところがあります。特にアジア、それからアニメなどに関しましてはヨーロッパ、それからアメリカでも大変な人気が出ているわけです。一方で、アジアで流通をする際に、いわば海賊版といえますか、そういった対価が還元されないようなメカニズムで流通をしてしまっているという事実があります。

したがって、いわばいい面からいいますと、やはり非常にいいコンテンツが受け入れられているというファクトがあるということですが、一方、それに対する準備が十分ではないということだと思しますので、そのことに対する取り組みも、多く報告されてまいりました。

これは、必ずしも海外だけではない。国内でも、例えば見逃したテレビ番組をどうやって見ているかといったときに、見るための方法がどこかにあったら、そっちへ行ってしまう。そのことが議論されてきて、皆さんもお気づきだと思いますが、テレビ事業者が自らそういった見逃した番組が見られるようにしたり、あるいは価格としてリーズナブルになってきて、これが普及する。

つまり、海賊版を手にするよりも、正規版を手にしたほうが手っ取り早く楽しめるという状況をつくるという議論がされてきて、そのとおりのことが起こり始めているということがございます。そうしますと、これが世界の中でどうなるか。さきほどのグローバルプラットフォームとの議論につながってくるのだと思います。

重要なのは、委員会で議論されていたこの長い時間の中で、権利者が自らそういった新しい環境に対応していく。ご指摘のように、もっと早くやってほしかったという声もあるわけですが、一方では、着実にそういったいいコンテンツを流通していくための、いわばデジタル環境で流通していくためのいろいろな仕組みをつくっていったと

思います。やはり、権利処理に対する慎重さがあるので、そういった「もっと早く」というご意見も出てくるのだとは思いますが、一方では、そういったDRM等々の技術の洗練度もありますので、そういったバランスも考えつつ、スピード感も考えつつ、今後、議論していくことが必要だと考えております。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。はい、では。

○三尾委員　　私も委員でしたので、検討の経過はよく存じ上げていまして、これまで一つ一つの課題について丁寧に解決してきたなというふうに、感慨深いものがあります。

しかしながら、ここにかけた期間を超えて、さらに環境が早く変化してしまったなという感は否めないと思います。ですので、コンテンツを強化していく戦略としては、やや時間がかかり過ぎたのではないかというような気がして仕方がありません。これは非常に残念ですので、今後の課題の中で、もう少し時間を早く、少し早目の、先回りをしたぐらいの議論を想定して、新しい課題を解決していくという方向、攻めの解決といたしますか、そういう姿勢でやっていかないと、とても世界には太刀打ちできないのではないかなというふうな、そういう感想を持っております。

まず、コンテンツの海外展開の点でございます。この点で、私は、知的財産戦略本部という政府のクールジャパン戦略をつくっております本部員でございまして、これももう何年も前から、海外展開ということもいろいろ検討してまいりました。ここ何年かは、やはり国内の大手のコンテンツ製作者が海外に対して消極的であったということが、やはり大きな理由ではないかというふうに思います。国内の市場で十分足りたので、リスクをとって海外に出ていく必要はなかったということだと思います。

しかしながら、今、もう現状が変わりまして、国内市場だけではとても太刀打ちできない状態にはなっておりますので、これから海外、特にアジアに向けて出ていかなきゃいけないという必然性は高くなってきていると思うのです。その中で、やはりまだ、話を聞いてみますと、なかなか一歩進めていけない状況にあります。中国などにつきましては政府の規制が大きいので、展開していったとしても、非常な制限がかかるということもございます。この点について、やはり政府間で解決していただきたい話かなというふうに思うんですけれども、ちなみにアメリカなどは、ハリウッドの業界団体が中国の政府に圧力をかけたりして、規制を緩和させたりとかいうようなこともしていたりいたします。

ですので、そういった方向で、政府間だけではなかなか解決できない問題も、民間で進めていかなきゃいけないかなというような気もするんですけども、いずれにしても、国内の市場だけでは足りないの、これから積極的に出ていくという姿勢が一番大事だし、それに対して政府ももっと、民間に対して強力な後押しをしないとイケないんじゃないかなというふうには思っています。

また、先ほど村井先生もおっしゃっていたように、デバイスがマルチになってきたので、コンテンツ自体もマルチに対応していかなきゃいけないという状態にあります。ここに至って、総務省ですので、放送コンテンツを中心に検討されているんですけども、放送コンテンツをインターネット等に流通させるという観点だけではなく、逆のパターン、例えばインターネットに流すコンテンツの製作者が放送波を利用してコンテンツを流通させる場合も想定して、インタラクティブな展開がスムーズにできるように考えなきゃいけないと思うんですね。そういうサービスをすることによって、真にデジタル化した意味が問われると思いますので、自由な流通を阻害するような規制はないかについても一度見直していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

では、藤沢委員。

○藤沢委員　　ありがとうございます。もう先生方のご意見ですべて尽きているので、私のは蛇足になるかもしれませんが、意見で申し上げたいのは、ここ数年で30カ国ぐらい、いろんな国を回ってきたんですけども、明らかに、各国を見ていて、今、人口がどんどん増えている国々というのが、これから日本にとってビジネスチャンスのある国々で、人口が増えているということはつまり若い世代が大変多くて、平均年齢が20何歳という国がたくさんあるわけなんですね。

そういった観点から考えると、テレビという観点で、韓国、中国がやっていることを後追いつするという発想よりも、もうインターネットというプラットフォームの上で、日本が持っているコンテンツをどう考えていくか、どう流通させていくかということを考えるべきときが来ているような気がします。若い世代は、どの国へ行っても、テレビを見ているというよりも、インターネットを使って映像、コンテンツを見ている。その意味では、テレビを前提にした録画とかそういう話ではなくて、もっとクラウド化した世界の中でみんなコンテンツをどう保存しているのかということを考えてみたりとか、

常識を一段階違う段階に上げて、次の新たな検討の場というのを検討していただきたいなど。

この新たな検討の場は絶対に必要なんですけども、その意味では、延長線ではない、後追いではない、まさに今、先生がおっしゃっていたことなんですけど、一步先の常識というのを踏まえた議論をぜひやっていただけたらありがたいなと、そんなふうに思いました。

○須藤部会長 はい、どうもありがとうございます。

ほか。では、お願いいたします。

○荒川委員 私は、この大変結構な報告書の中で、やっぱり重点化すべきはスマートテレビの推進だと思います。世界ではもうスマートテレビというのはどんどん活用されていくべきという感じです。日本では、やはり先ほど徳田先生がおっしゃったように、何かまだテレビの一種というか、リモコンで押して何か出てくるとか、そういうものだと考えている人が多いみたいです。日本では、もちろんテレビ局が中心に取り組みをしているので、そうなっているようなんですが、スマートテレビが何かということをよく知らない人が結構この周りにいるんじゃないかと思います。世界のスマートテレビはこうなっているということをもっと世の中にアピールして、何に使えるか、こういうサービスモデルに使えるんだとか、ニーズをどんどん開拓していったらよいと思います。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。

では、お願いいたします。

○浅沼委員 それに関連してですけども、スマートテレビの推進、総務省として基本戦略をお出しになって、推進をするということで、心強いわけでありますけれども、国内産業の振興の面からも大きなテーマだと思うんですが、そういう意味で、どう使うのかというのが、先ほどの地デジよりもさらに大きな問題になるということであると、この実証実験というのは極めて重要な課題ではないかなと思うんですが、1点気がかりなのは、本紙のほうに2カ年計画で行うというふうに書かれているわけでありますけれども、この手の分野で2カ年というのはちょっと長過ぎるんじゃないかなという危惧があるわけでありまして、中間的なところで結果を出すとかを含めて、少しお考えいただければと思います。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。

ほか。では、村井主査、お願いいたします。

○村井臨時委員 三尾さんが仰ったように、やはり民主導というのは重要なことだと思いましたがけれども、今、藤沢さんがおっしゃったような意味で、技術的に新しいことを、もっと早くやらなければいけない。それから、浅野さんの2カ年計画というのは、ほんとうにそんなのんびりしていいのかというご指摘も、全くそのとおりだと思います。何度かこのご報告の中でも申し上げましたが、とにかく変化のスピードがものすごく早いので、この中で後押しという、文字どおり後ろから押すというのも行政の役割だと思いますし、阻害要因になっている規制や環境があるなら、それを取り除くというのも重要ですので、そういうことを含めて官民の役割ということだと思います。

スマートテレビに関しましては、大きく分けると、放送が主導してスマートテレビをどうドライブするかという考え方と、デバイスとしてのテレビがどういう新しい世界をつくっていくのかということの2つがあります。例えば、E B U、ヨーロッパ・ブロードキャスティング・ユニオンというところが、インターネットとテレビの19原則というのを発表して、これは、放送事業者のコンテンツがスマートテレビでどのように受け入れられるべきかが議論されています。例えば、リモコンの赤ボタンを押したら1つ前のチャンネルに戻るとか、緊急放送をやっているときは、そこにオーバーレイしないようになど。つまり、スマートテレビのあり方そのものが、テレビとしてのバリューを持ちつつ、インターフェースも含めてどういう新しいことができるのかという議論が非常に進んでおりまして、これに関する議論は、日本でもいろんなところで進んでいると思います。

皆さんのおっしゃるように新しいデバイスが普及するということを仮定しますと、今後、クオリティーの高い大きなディスプレイがいろいろな形で我々の生活の中で貢献してきます。これは、必ずしも家庭の中だけではなくて、サイネージのような屋外のものもあると思います。そういったことを全部含めた大変大きな仕掛けが出てくるのだと思いますので、それが国民にとって、日本にとってどうなるかという視点で検討を続けていく。これは、先ほど藤沢委員がおっしゃったことだと思いますけれども、そういった場を用意していくということはほんとうに必要なだと思います。どうもありがとうございます。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○清田委員 コンテンツをどうするか、国際展開をどうするかと、いろんなお話、それ

どれになるほどと思うご指摘が多かったと私は思っておりますけれども、ただ、根本のところでは、やはりいいコンテンツをいくらつくっても、海外展開するには言葉の問題というのが常に引かかるわけですね。ですから、スマートテレビというものにどういった機能をつけるか。結局、パソコンと同じ機能がテレビに入っているというふうを考えれば、さっきの藤沢さんの話じゃないけど、クラウドにコンテンツを置いておいたらどうだろうと。そういう展開もあるんですけども、どんなにそれが進んだとしても、結局言葉を英語化しないと、グローバルには通用しない。

したがって、スマートテレビがパソコンと同じコンピューターの機能を持っていると考えれば、そこに自動翻訳機能をつけるとか、これは放送局サイドで自動的に英語に翻訳して放送するという考え方もある。どっちにするのかわかりませんが、やはり言葉を常に、最低でも英語には、どんな番組でありどんなコンテンツであっても直すというような仕組みを考えて、その意味では、恐らくスマートテレビならそれが可能だと。すなわちコンピューターが入っているというふうを考えればということなので、やはり中長期的に取り組むべき課題の中で、新たな検討の場というところに、この中だと権利関係だとか保護だとかというところが検討課題に入っていますけれども、実はスマートテレビでどんなファンクションを持たせるんだということも踏み込んで検討したらいいんじゃないかなというふうにちょっと思いました。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○村井臨時委員　おっしゃる点、とても大事だと思います。世界にコンテンツが流通するときに、英語だけでなく、それぞれの言語で日本のコンテンツを楽しめるようにということは、とても重要だと思います。

一方、どうやって私たちが日本語を大切にしていくのかというのもとても大事な分野でして、例えば、ちょっと横に長くなったテレビで、縦に字幕を入れられるというのは日本語のとても強力なところですし、テレビと同じ技術で、例えば電子出版などが出てまいります。中国は、既に教育の中から縦書きを抜いてしまいましたが、私たち日本はどうするのかと言えば、縦書きを捨てることはあり得ないのだろうと私は思っています。そうすると、この縦書きがテレビやコンテンツの中で、どのように世界も含めて新しい価値を持っていくのか。これもまたいろいろなデバイスの開発、あるいはテレビの標準化をする際に、縦書きの技術を使っている国があるのだから、国際標準の中に縦書きも

きちんと入れておく必要があると主張していくことも、とても大事ではないかと思っています。

すみません、あまり答申と関係ないのですけれども、言わせていただきました。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。

非常に重要なご意見を多数いただいております。それで、重要なことは、やはり皆様共通しておっしゃっているのは、新たな検討の場を設置してかなり突っ込んだ検討が、それぞれ権利問題、あと国際展開、DRM、それからスマートTVについても必要であるということでは、各委員、一致したご意見だろうと思います。

できれば事務局にお願いしたいと思いますが、ただいまの多数いただいたご意見を集約し、今、私のほうで簡単に取りまとめたような言い方をしましたけれども、そこに強調点を置いて、若干の修正の上で、25日開催予定の総会に答申案として提案したと思います。

事務局のほうで何かコメントすべきことがあれば……。ちょっと今、若干の修正案という形で言ったんですけれども、あればおっしゃってください。

○竹村コンテンツ振興課長 ありがとうございます。そういう形で修正案をご相談させていただきたいと思います。

○須藤部会長 よろしくお願いいいたします。したがって、ここの文面の字づら以上に、恐らく各委員はかなり行間まで踏み込んだようなコメントをいただいておりますので、この報告書39-2-2ですよね、14ページから15ページのあたり、16ページにかけてが非常に重要になってくると思いますが、きょういただいたご意見を最大限尊重しながら、総会への答申案というふうにさせていただきたいと思います。

それから、私のほうからも、これは答申案に盛り込む必要はありませんけれども、徳田委員がおっしゃったように、スマートTVのビジネスモデル、それからサービスプラットフォームというのは、かなり重要になってくるだろうと思います。政府の方針で、成長戦略の中でもライフイノベーション等が入っていますけれども、地域医療のあり方で、恐らくスマートTVが、ほんとうに各世帯で役に立つコミュニケーション、あるいは医師、医療関係者、あるいは介護関係者、家族との重要なデバイスになるんじゃないかと思うんですね。そういう観点も、戦略性を持って製作、あるいは実証実験のほうもやっていただければと思います。

これは、先週開かれたICTを利活用した新しいまちづくり、徳田委員を中心にして

おまとめいただいたものですが、そういう政策と連携ということも十分考えているのではないかなというふうに思います。ご検討のほど、またお願いいたします。

それから、1点だけ確認したいと思えますけれども、先ほど浅沼委員のほうから、スマートTVの推進のところ、2012年から2カ年計画云々でというのは長過ぎるんじゃないかということですが、これは、事務局のほうで何かコメントがあればおっしゃってください。

○竹村コンテンツ振興課長 一応、計画上は2カ年計画ということで、これは2014年にHTML5のテレビ対応ブラウザが国際標準化されるということで、それに向かって2カ年計画ということで予定しておりますけれども、できるだけ早く実験を進めるよというふうに考えていきたいと思えます。

○村井臨時委員 よろしいですか。

○須藤部会長 はい。

○村井臨時委員 今の書きぶりが2カ年というのは遅過ぎるというのはご指摘のとおりですが、テレビのインターフェースの標準化の計画というのがありまして、その間に、HTML5ベースのプロダクトというのはもう既に出ています。したがって、それに対する我が国の対応ということと、最終的にその標準が決まるということターゲットにした標準化のプロセスということの、2通りの考え方があると思えます。

ご指摘いただいたのは、とにかく2年経ったらもう世の中がさらに先を進んでいるという、先ほどの三尾さんのご指摘と同じ趣旨ではないかと思えますので、その2つのことを区別して表現できれば、明確化するということだと思えます。

○須藤部会長 ありがとうございます。

○竹村コンテンツ振興課長 つけ加えさせていただきますと、2年たったら成果が出ないということではなくて、実証実験の成果をどんどん外に出しまして、国際標準化にも貢献していきたいというふうに考えております。

○須藤部会長 よろしくお願いたします。

では、事務局、それから村井主査にもチェックしていただいて、答申案の書きぶりについて、バージョンアップを若干お願いたします。そのような形で、適切な修正の上、当部会として了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤部会長 どうもありがとうございます。本件につきましては、25日開催予定の

総会におきまして、答申案として提案することにいたします。

(3) 知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方【平成23年2月10日付け諮問第17号】

○須藤部会長　　続きまして、熱心に討論いただいたので、相当長く時間をかけた次第ですけれども、次に、諮問第17号「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」について審議いたします。

本件については、新事業創出戦略委員会及び研究開発戦略委員会において検討を行っていただきましたが、本日は、新事業創出戦略委員会の新美主査より、両委員会での検討結果について、まとめてご報告をお願いいたします。

○新美部会長代理　　新美でございます。それでは、ただいま部会長のほうから紹介のありました、両委員会の合同委員会の報告をさせていただきます。

お手元に39-3-1が概要版です。それから3-2が、報告書として本体がお手元に配付されているかと思えます。きょうの説明は、39-3-1の概要報告版を用いてご説明を申し上げたいと思えます。

まず、1ページ目をごらんいただきたいと存じます。これは、これまでの経緯を示しておるわけでございますが、昨年の中間答申以降、2020年ごろを見据えた新たなICT戦略について、新事業創出及び研究開発の双方の視点を踏まえて総合的な検討を行うため、基本戦略ボードを設置いたしまして、そこで戦略策定に向けた議論を行っていただきました。先ほどまでのご議論と随分重なっているところがありますし、連続しているところもございます。

それでは、2ページ目に移っていただきたいと思えます。ここでございますように、基本戦略ボードは、昨年の11月以来、村上座長のもとで10回以上の会合を重ねていただきまして、非常に熱心にご議論をいただいたということでございます。本日の報告は、基本戦略ボードの報告をベースに、新事業創出戦略委員会と研究開発戦略委員会の合同委員会のご議論を踏まえ、取りまとめたものでございます。

3ページ目に移っていただきたいと存じます。3ページ目ですが、「はじめに～新たなICT総合戦略のコンセプト～」をご説明いたします。これまでe-Japan、u-JapanといったICT戦略に基づいて、我が国ではインフラとして、世界最高水準

のブロードバンド環境が実現されてきたところでございます。しかしながら、こうしたインフラ面での充実に比べますと、ICTの利活用やソフトウェアアプリケーションの面でのおくれが表面化してきたところでございます。これは先ほどのご議論の中でもあったところでございます。

それらを踏まえまして、今回は、ユーザー重視の視点に立って、ICTの社会実装化による新事業の創出や、グローバル競争力を強く意識した新たな戦略として、日本を元気にするActive Japan^{ICT}戦略が必要であるというふうにされました。これが基本コンセプトということになるわけでございます。

それでは、続きまして4ページ目をごらんいただきたいと存じます。今回の検討におきましては、我が国のICTをめぐる環境変化を強く意識いたしました。特に世界経済フォーラムが発表するICT競争力ランキングで、我が国はここ数年の間、20位前後に位置づけられるなど、下げどまりが見られないというか、下げどまらないICTの国際競争力という状況でございます。そして、さらに少子高齢化など我が国が抱えるさまざまな社会的・経済的な課題、加えて激変するICTのトレンド等を踏まえまして、我が国が置かれている状況に強い危機感を共有いたしましたところでございます。

5ページ、6ページには、これらの環境変化を示すデータを記載しておるところでございます。これは、ごらんいただければ、おわかりいただけるかと存じます。

それでは、7ページ目をごらんいただきたいと存じます。5ページ、6ページで示したデータがあるような、このような状況になった背景としては、次のようなことが考えられるわけです。すなわちこれまで、研究開発とその成果をどのように社会実装させていくのかという観点や、技術の標準化とサービス化の結びつきが不十分であったということが考えられるところでございます。また、これも先ほど来議論があったわけですが、グローバルな視点というのが必ずしも十分でなかったこと等によって、象徴的なガラパゴス化という言葉にあります。そういった状況に陥ったということもあります。

このような点を踏まえまして、我が国がいわば崖っぷち的な状況から脱出するためには、これまでの延長線にあるようなアプローチではなくて、人と情報が集まり、新たなイノベーションが創出される環境整備を行うことが必要だというふうに考えます。そのためキーワードがアクティブであり、個人や社会をアクティブにすることが重要であるというふうに考えたところでございます。このような考え方のもと、新たなICT総

合戦略を推進し、情報資源を利活用した国際競争力のあるアクティブな日本の実現を目指すということが必要であるという結論に至ったわけでございます。

続きまして、9ページ目をごらんいただきたいと存じます。先ほど申し上げました我が国が置かれている厳しい状況やさまざまな課題の中でも、少子高齢化社会対策や新産業創出による社会・経済成長、セキュリティ対策による安心・安全な環境整備等については、特に早急な解決が必要とのご指摘をいただきました。それらのご指摘を踏まえ、ICTの社会実装化を想定して、5つの重要となるターゲットを設定いたしました。

そこ、5つを具体的に申し上げますと、2020年を見据えた重点領域としましては、まず第1に、すべての世代の人々が元気に社会参画できる環境整備を目指す、アクティブで快適な暮らし、第2に、新市場を創出させ、社会的課題を解決するとともに、経済成長につながるビッグデータの利活用、それから第3に、スマートテレビ等を活用し、いつでもどこでもだれもが好きな端末でリッチコンテンツを楽しむことができる、リッチコンテンツの享受、そして第4番目に、災害時でも途切れることがない、あるいは復活しやすい、堅牢・柔軟なICTインフラの構築、そして5番目でございますが、新たな技術・サービスに適応し、サイバー攻撃等の影響を受けない、世界最高水準のセキュリティの実現、この5つの領域に重点化すべしということになりました。

これらの重点領域それぞれについて、社会的・技術的な動向や日本の強みや、諸外国の状況等も踏まえて、目標、具体的方策を含む推進戦略を整理いたしました。10ページから14ページまでにそれをまとめてございますので、ご参照いただきたいと存じます。

続いて、15ページ目をごらんいただきたいと存じます。このようにActive Japan^{ICT}の実現に向けて、5つの重点領域に対応する個別戦略の必要性が示されました。ICTの社会実装を効率的に進め、イノベーションの創出につなげるためには、これら5つの戦略を効果的に連動させつつ、総合的な政策の展開を行っていくことが必要であると考えられます。こちらの図は5つの戦略を示したのですが、レイヤー構造となっております。

15ページにそのレイヤー構造が示されておりますが、具体的には図の一番下、アクティブコミュニケーション戦略と安心・安全／高信頼ICT戦略が、インフラ部分に関する戦略を示しております。堅牢・高性能で安心・安全なインフラ環境の構築を前提として、真ん中、2段目に示されているとおりに、アクティブデータ戦略及びリッチコン

テック戦略に基づくさまざまなデータやアプリ、コンテンツなどの流通・利活用が可能となり、その結果、新たなビジネス市場を創出していくことにつながります。これらが、ひいては国民生活者のICT利活用による快適な暮らしに結びついていくことを、最上段のアクティブライフ戦略として示しております。そして、5つの戦略の真ん中には、それぞれの戦略を連動させ、イノベーション創出につなげるための社会実装型ICT展開スキームの創設の必要性を掲げておるところでございます。

16ページのところに、もう一度申し上げますが、ただいま申し上げました社会実装型ICT展開スキームの創設について、この16ページに基づいて再度説明をいたします。Active Japan^{ICT}を実現するためには、これまでの延長線的なスキームではない、各施策が有機的に連携した、横断的で総合的なパッケージ政策を展開することが必要になります。ここでは、5つの横ぐし的な方策を掲げておるところでございます。なお、この施策展開に当たりましては、規制緩和等がイノベーションを大きく加速する可能性もあることから、グローバルな制度間競争や制度間協調を念頭に置きつつ、関連する規制、慣習、社会制度等への対応や配慮も含めて、対応することが重要となります。

5つの横ぐし的な方策として、まず、ICT総合戦略の効果的実施に向けた推進体制の整備が必要でございます。この推進体制によって、プロジェクトのスクラップ・アンド・ビルドを行い、PDCAサイクルを効果的に運用することが重要であろうかと思えます。あわせて、ICT総合戦略の目指すべき方向性の明確化や、戦略の効果的・効率的な実施に向け、フォローアップ等を行うことが重要であります。

また、新たなプレーヤーの参加やよりよい自由で競争的なテーマ設定等を可能とする、競争的研究資金を利用した研究開発スキームの強化など、イノベーションを創出する総合的なICT政策の展開が必要であります。さらに、研究開発と社会実装の結びつきを強化するために、例えば評価軸に社会実装化や事業化の可能性などを明確に位置づけるなど、技術開発と社会実装を連動したICTプロジェクト推進も重要であるというふうに思えます。これら、ICTプロジェクト推進に当たり、研究開発から事業化までの全体デザインを描き、グローバル市場にチャレンジするアクティブグローバル型人材の育成や、例えば国際共同実証実験等を行い、ターゲット地域のニーズに合致したサービス展開を可能とするグローバル展開方策についても、あわせて推進することが必要であります。

これら、ICT展開スキームを実行することにより、情報資源を利活用した国際競争

力のあるActive Japan^{ICT}を実現することを目指すことにいたします。

17ページから21ページにつきましては、新たなICT展開スキームの推進に向けた5つの横ぐしの方策について、詳しくまとめているものでございます。また、22ページから26ページまでは、5つの個別戦略について、目標時期や目標の内容、さらには詳細な実現方策を掲げているものであり、ご参照いただければと存じます。

27ページ目に移りますが、最後に、Active Japan^{ICT}実現に向けて、本年度中に、先ほど述べたICT総合戦略を効果的に実施するための推進体制を立ち上げ、新たなICT総合戦略の着実かつ効率的な推進を図っていくことが必要であるというふうにまとめてございます。

なお、本取りまとめに当たりまして意見募集を実施いたしましたが、おおむね賛同いただけるというご意見でございました。今後は、いかにこの提言の内容を具体的な施策に反映いただき、それらを着実に実施していくかが重要であると考えます。合同委員会においても、戦略をいかに戦術に発展させるかが重要というご意見を多数いただきました。

加えまして、Active Japan^{ICT}戦略の推進により実現が期待される2020年ごろの社会にイメージ例について、ユーザー視点でできる限りわかりやすくなるよう、30ページ以降に漫画の様式で示しておるところでございます。イメージを抱いていただければ幸いです。ここで紹介するのは、あくまでも将来のイメージの一例でございます。また、こうした社会やサービスの実現により、ICTを起点とし、関連分野の産業や雇用等にも好影響を与えることが期待されるところであります。なお、こうした社会やサービスの実現に当たりましては、関係省庁とも緊密に連携し、利用者視点でのICT社会を実現するような政策を着実に進めていく必要があるということも、改めて認識されたところでございます。

駆け足でご説明申し上げましたが、どうぞご審議のほど、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。これも極めて重要な答申案になると思いますが、ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○清田委員　　今、ご報告をいただいたとおり、大変、高度ICT情報技術社会というか、こういう社会が来ると……、既に来ているのかもしれませんが、その中で、実際に日本が18位だとか20位程度で競争力がおけているというのは、結局、根本的にはほとんどのケースで、政府関係でのICTの利用がおけているということが得点を下げていると思うんですね。電子政府だとか、この情報通信審議会でもいろいろ話題になった、そういったものが、実際にお金を使って構築されていながら実用化されていないという。例えば住民基本台帳番号が国民番号に使われていないと。やっと最近、一体改革の中で、税と社会保障の共通番号を使おうというんですけど、それも極めて限られた利用しか認めないとか。だから、韓国が1位で日本が18位というのは、そういう基本的な割り切りができていないということだろうと思うんですね。

ですから、こういったところをやはり思い切ってやらない限り、日本の競争力は上がらないだろうなというのと、政府以外でも、実は民間でも、東北大学の医学部長の山本さんにお話を伺ったんですけれども、今回の東日本大震災で、たくさんの被災者の方が病人の方でもいっちゃって、病院そのものが流出して津波でなくなってしまって、カルテも何もないと。まさにお医者さんと患者さんはいるけれども、どんな薬がどれだけの量この患者に必要なか、全くわからない。このときほどカルテが電子化されていても何の役にも立たなかったと。結局それは、さっき藤沢さんもおっしゃったんですけど、クラウド化か何かして、別のところにきちっとデータが保存されていれば、ハードさえ持ち込めばすぐにアクセスできたわけですね。

ですから、やはり災害にも強い強靱なシステムとかというのものも、ご指摘のとおり非常に大事だと思いますし、あと、その中でも、データがカルテとして共有化されたとしても、クラウドに入れようとすれば、いろんな病院が共通の、いわゆる互換性のある形でつukらない限り実用化がなかなか難しい。極めて今のところおくれていて、病院ごとに違ふとか地域ごとに違ふ。グループ化しても、精いっぱい50とか100ぐらいの病院が参加してくれればもう最高だという程度ですから、やはりそこらも含めて、実用に供するような、せつかくの高度知識情報社会というものが実現するためには、そういった努力が極めて大事だなというふうに思いました。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。では、高橋委員。

○高橋委員　　本日の議題のすべての議題に委員としてかかわってしまったんですが、

(1)と(2)は先ほどからご意見もありますように、以前に発生した問題をどうするか。はっきり言ってしまえば、ミレニアムのころにユーザーを置き去りにし、どこかで決まってしまった問題の修正にかなりの時間を使ってしまったと思うんですけれども、(3)、(4)のプロジェクトは、未来志向で、非常にいい議論が進んでいったと思います。

ただ、それを進める上で、やはり今までの反省に立つことが大事。研究開発も、標準化も、これまでやってきたことの成果が出ていない。どのぐらいのお金を使ってきたのかということやユーザー視点がなかったことの反省からスタートしました。イノベーションがキーワードだったと思うんですけれども、裏事情を言えば、当初は既得権にしがみつく人たちをどうやって振り落すかに非常に苦労した会議体でもあったなと思うんですが、そういう意味では、非常に前向きなまとめ方ができたと思います。それは、崖っぷち感を共有できたということだと思いますし、まとめていただいた村上先生や新美先生には非常にお力を尽くしていただいたと思います。

しかしながら、一方、やはり総花的なところがあって、ここがスタート地点で、ここに出ているものにさらにメリハリをつけ、PDCAを回していくということが重要なポイントだと思います。ですので、イラストも使いながら、いろんな人たちにこのプロジェクトを理解してもらっていくという、ここから対話が始まるという仕掛けをしたわけです。総務省だけではなく、省庁横断的に、それから民間もどう巻き込むかということが、大きな課題だと思います。

特に政府の関与という点では、どれもこれも予算措置というわけにはいかないと思いますので、今回リスクマネジメントをしっかりと決め、戦略と銘打つ以上、PDCAをしっかりと回す必要があります。今までは、どちらかというとPDPDで、CAがきいていなかった反省から、芽のないところへの政府の支援の投入はやめて、新しいところに投入するような、そういうやり方をしていこうと合意されたのは、非常によかったなと思います。

ただ、ちょっと心配なのは、もう既に採択されている研究開発プロジェクトがたくさんあるわけです。それが、今回の戦略との関係でどうなるのか、私は非常に気にしております。といいますのも、総務省の契約監視会のメンバーで、研究開発や標準化などの契約関係もチェックしているんですけれども、実証実験をしっかりとっていくほうにお金や人が使われればいいんですけれども、旧来の流れのものがかなりあると思います。

計画期間が長い研究開発を終了して評価されるのが5年後、ということだと、PDCAを回すと、とこで書いたとしても、細かく行程をチェックしていくことが難しいんじゃないかと。ここを非常に悩ましく思っています。

これからのものだけではなくて、過去の研究開発で走っているものも、ここと同じ流れに乗せていって、PDCAを回さなければいけないと思うので、その点について総務省さんに、どう考えていらっしゃるのか、少しご意見を伺いたいと思います。

○須藤部会長 はい、どうもありがとうございます。

新美先生、それから事務局でコメントすべきことがあれば、今の高橋委員に。

○新美部会長代理 私は、清田さんからのコメントについて、少し私のほうからのコメントをいたします。確かに東北の例を出されて、医療のいわばクラウド化といいますか、そういうのがあったら随分助かったということが、我々の委員会でも議論されました。実は、それはなぜできなかったか、やろうと思えばできるのに、できなかったのは何かというのが、もう少しきちんと分析されなければいけないだろうという話と、それからもう一つは、震災が起きて大変だったというのはわかったんですけど、医療の電子カルテ化、あるいは医療の情報の統一化を妨げていたのは、実は医療の側だったというのがわかってきている。一番端的なのは、レセプトの電子化というのがいまだにできていないと。そういうものが現にあります。それがなぜかという、どちらかという、やはり個人情報の保護をどうするかという問題なんかがどうしても絡んでくる。

これは、いろんなところで、先ほどの議論もありますけれども、日本の法制度というのは、どちらかという私を非常に保護して、パブリックというものについてかなり警戒心を持つというのが、比較法的に見ても特徴があります。例えば著作権ですと、フェアユースとか、そういう議論については、幅が日本と外国では相当違うという印象を持っております。

ですから、今回、東北の医療の例で出ましたように、パブリックというものはどういうものなのかというのが改めて問い直されて、それについて向き直すということがあれば変わってくる、あるいは変えなければいけないのかなというふうに思います。それが清田さんのご意見で、私も触発を受けて、委員会でもそういう議論をしていたという記憶がございます。

それから、高橋さんのコメントは非常に心強いわけですがけれども、これ、予算をどうするかというのは、私は権限があるわけではありませんので、事務局のほうからコメン

トいただければと思います。

○渡辺情報通信政策課長 高橋委員からのご指摘についてお答えいたします。最終的にはご答申いただいた上で、具体的な体制等の整備を含めて検討するということになるかと思いますが、基本的には、新規の案件だけということではなくて、既存の案件に関しましても、先ほど、新美先生から説明がございましたとおり、社会実装という考え方を踏まえた評価額的な視点も含め、見直しを行っていくということを基本軸として、具体的に考えていくということになるかと思いますが。

詳細につきましては、答申をいただいた後、関係の先生方ともご相談させていただきながら、具体的な対応等を図ってまいりたいと思います。

○高橋委員 ありがとうございます。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。

時間がかなり押してしまして、どうしてもというご発言を優先させていただきたいと思います。

それから、すみません、新美先生のおっしゃったことは、趣旨は全くそのとおりですが、1つだけ、私は今、医療イノベーション推進室の室長の補佐をさせられているもので、室長は東京大学副学長理事の松本先生なんですけれども、そこで、レセプトの電子化は既になされておりまして、ただ、先生がおっしゃるとおり、これを有効に活用する形にはなっていません。それで、先生がおっしゃるとおり、医療関係のいろいろな利害がございまして、なかなかスムーズに行かないということでもあります。

各書式は、レセプトのデータはXMLベースになっているんですけれども、各市町村の様式でできております。一部、私も今、喜連川先生と一緒に、そのビッグデータ分析をしようと思って、東大医学部の先生たちといろいろ作業をしていたんですけれども、クレンジング、データのフォーマットを全部合わせようと思うと10年はかかるような現状です。したがって、事実上、分析はすぐにできないという形で、全く有効利用はできていないと。厚労省には、これはデータベースというよりも、全国から集めた大きなごみ箱じゃないかと言ったら、そうかもしれませんとおっしゃっていましたが、これを何とか使えるようにしなきゃいけない。

その医療イノベーションのほうでは、総務省からの提案も入っておりまして、これは、レセプトだけじゃなくて、医療データの連携基盤をつくるというのが、主管は総務省になると思いますが、先ほど清田委員がおっしゃったような、東北でそういう問題があっ

て、それに対応しようという動きはあります。ただ、これはやろうと思うとかなり大変な作業で、総務省も厚労省も、すべての省庁、自治体が、あるいは事業者ですね、病院が連携してやらないと、なかなか大変な作業ですので、これは総務省でもいい案をどんどん出して、実証実験等を通して、道筋を徐々にでもつくっていかなきやいけないというふうに思います。そのためにも、きょう、ご説明いただいたActive Japan^{ICT}ですね。これは、重要なフレームワークになるだろうというふうに思っています。

ほか、何かございますでしょうか。はい、では、藤沢委員。

○藤沢委員　すみません、繰り返しになるかもしれませんが、このActive Japan^{ICT}、ユーザー目線、社会実装、行動重視、アクティブと書いてあって、私、清田委員のご意見にはもう300%賛成で、やはりどこかで、行動重視、社会実装とおっしゃるのであれば、総務省自身が実施していただきたい。どこか1つでもいいから。すべての世代に働いていただきたいというのであれば、せめて総務省では、テレワークもできるようなシステムを、研究とか実証実験ではなくて、実現をしていただきたい。

そうすることによって、実はイノベーションを起こすためにはプレイヤーが必要で、ベンチャーとか、たくさんの新しい技術を持っている企業が生まれてきたときに、やはりなかなか仕事とれないんですけれども、やはり政府がそういうところに仕事を与えるということは非常に重要なことだと思いますので、補助金を出すよりも、仕事を与えるという意味でも、総務省にはぜひ、どれか1つでもいいからやっていただきたいというのを強くお願いしたいと思います。

○須藤部会長　はい、どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしければ、ただいまいただいたご意見、各委員会からいただいたご意見を尊重した上、若干の強調点と軽微な変更を伴う可能性がありますけれども、その上でご了承いただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○須藤部会長　どうもありがとうございました。それでは、ただいま申し上げたような形で、本件につきましては、25日開催予定の総会におきまして、答申案として提案させていただきます。どうもありがとうございます。

(4) 情報通信分野における標準化政策の在り方【平成23年2月10日付け諮問第

18号】

○須藤部会長　　続きまして、諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」について審議いたします。

情報通信分野における標準化政策検討委員会の徳田主査より、委員会での検討結果についてご報告をお願いいたします。

○徳田委員　　検討委員会の主査を務めております徳田でございます。本日は、時間が非常に予定よりも押しておりますので、少し早口になりますが、お手元の資料の39-4-1、これが本委員会の報告書の概要でございます。もう一つ、縦型のもので資料39-4-2、実際の報告書がございますけれども、必要に応じてこちらのほうはごらんになっていただければと思います。

それでは、報告概要に戻りまして、1ページ目をごらんください。まず1ページ目では、諮問の背景を簡単にご説明したいと思います。こちらにありますように、技術環境の変化、非常にハイスピードでグローバルな規模で技術の革新が進んでおりまして、技術の多様化によって、一国あるいは一社ですべての技術をカバーし、製品・サービス等を提供することが非常に困難になっております。

また、標準を策定する場の変化ということで、従来ではITUなどのデジュール標準だけがメインであったわけですが、先ほどからスマートTV云々で出てきておりますW3C等のフォーラム標準の役割というのが、社会的、世界的にも増してきております。

このような標準化活動を取り巻く環境変化に対応した標準化政策のあり方の検討が求められているということで、昨年2月に本件の諮問があったところでございます。答申を希望する事項は2つございます。1ページの下に書いておりますけれども、1つが、中長期的な研究開発戦略、諸外国の政策等を踏まえた標準化の重点分野のあり方についてが1つ目、それから2つ目が、フォーラム標準、デジュール標準を含め、標準化を促進する際の官民の役割分担の在り方、これが官民連携の新しい形を探るといふような形だと思っておりますが、この2点に関して答申を検討しました。

2ページ目をごらんください。これは、これまでの審議経過をまとめたものでございまして、昨年2月に第1回を開催しまして、本日まで合計10回を開催しております。本委員会の中には2つのワーキンググループ——2ページ目の下半分ぐらいに、標準化

活動対応ワーキンググループ、中長期戦略ワーキンググループという2つのワーキンググループがございまして、本年2月ぐらいにマージして1つの委員会になって、最終報告取りまとめをしております。

標準化活動対応ワーキンググループでは、慶応義塾大学の村井先生に主任を努めていただきまして、2015年までの当面の重点分野をターゲットに、中長期戦略ワーキンググループでは、一般社団法人情報通信技術委員会の井上様に主任を務めていただきました。ことしの3月からの委員会では、合流した形でこれを検討する委員会にまとめさせていただきます。

本委員会では、昨年7月に一たん中間答申を取りまとめるとともに、その後も関係者の方々へのアンケート調査を実施するなど検討を進めまして、さらに先月、パブリックコメントを行った上で、本日の報告書を取りまとめたところでございます。

続いて3ページ目をごらんください。3ページ目が本報告書のアーキテクチャーというか、全体構成を示したもので、3章からなっております。

続いて、4ページ目をごらんください。4ページ目から第1章、第2章、第3章の中を少しご説明させていただきます。まず4ページ目では、検討の基本的な考え方ということで、具体的にはこちらに書いてあります2つの視点、東日本大震災の発生が我が国の社会・経済状況に与えた影響を考慮いたしまして、まず1つ目は、震災からの復旧・復興が最優先課題である一方、グローバルに見れば、ICT関連の技術開発や標準化が一層スピードアップしてございまして、我が国としての標準化政策の策定及び明確化が不可欠であること。それから2つ目が、政府が予算等のリソースを使って行うみずからの活動や民への支援に対しては、より厳しい説明責任と結果責任を求められていることから、リソースを投入する対象の重点化、それから目標の明確化及び厳正な評価の仕組みの確立が不可欠であること。これも委員の中から、先ほども高橋委員から、PDCAをきちっとしましょうというお話がありましたけれども、この2つの基本的な考え方にとって、重点分野の選定と目標の具体化、それから、官民の新しい役割分担の在り方の具体化、これを議論したわけでございます。

それでは、5ページ目をお願いいたします。これは第2章で、標準化の重点分野について整理したスライドでございます。当初、この上に検討対象の6分野ということで、6つの分野がありましたが、震災後に顕在化した国民・企業のニーズ・関心に十分配慮をいたしまして、一番下の段にございます3つの分野への重点化ということで、再

構成をさせていただきました。1つ目がスマートグリッド、2つ目がデジタルサイネージ、それから3つ目が次世代ブラウザという形にまとめさせていただきました。

これら個々の重点分野に関しましては、先ほどの本体のほうですが、資料39-4-2の43ページの後、細かく標準化活動の目標と計画という形で資料がついてございますので、後ほどごらんいただければと思います。非常にたくさんの方々に、今後、達成すべき目標の具体化、スケジュールの設定等をチェックしていただきまして、非常に有益な情報が入っております。

それでは、6ページ目をごらんください。6ページ目のほうは、第2章で議論しております、当面推進すべき重点分野と、その具体的な目標及び対応方針についてまとめたものでございます。時間の関係でこれもスキップさせていただきますので、7ページをごらんください。

7ページのほうが、もう一つの、井上主査のほうでまとめていただいた、中長期的に推進すべき重点分野と目標というところでございます。これも、当初、こちらの上にありますような5つの分野、新世代ネットワーク、フォトニックネットワーク、センサーネットワーク、次世代ワイヤレスネットワーク、ネットワークロボット等の5つの検討分野を対象としておりましたが、震災後に顕在化した国民や企業のニーズ・関心に十分配慮し、検討を行いまして、一番下にごございます新しい重点分野、ある意味、災害時においても最小限の通信を速やかに確保できる機能の必要性とか、広範囲からのセンサー情報の収集や、機器間での安定かつ安全な通信確保の必要性ということで、国として必要なインフラの部分を、次世代ワイヤレスネットワークも含めた形で、新世代ネットワークというキーワードで重点分野を選定してございます。

この標準化の必要性や達成目標に関しましても、先ほどの標準化戦略マップという形で、本体の後ろについていますので、後ほどごらんになっていただければと思います。

それでは、8ページ目をごらんください。8ページ目のほうは、新世代ネットワーク分野における具体的な目標と、それから目標達成に向けた対応方針がまとめてございます。左の欄にごございますように、2020年のころの実用化を目指しまして、右の欄に掲げましたITU、IEEE、IETFなど適切な標準化の場において、2016年を目途に、主要な標準化の勧告化を目指すことを提言しております。

それでは、ページ9をお願いいたします。これが、第3章の目標の1つであります、標準化活動におけます新しい官民の役割分担についてということで、4つの点について

整理を行いました。1つ目が標準化活動における効果的な取組、2つ目が標準化活動におけるリスクマネジメントの考え方、3番目が標準化人材の確保、4番目が標準化活動の推進における官民連携の在り方ということでございます。

1番目、標準化活動における効果的取組につきましては、まず、我が国の提案を国際標準に反映させるためには、官民が協力して、諸外国との連携、仲間づくりをすることが極めて重要であることから、国際的にオープンなテストベッド環境の構築、アジア・太平洋地域内の連携・協調の強化、システムやサービスの海外展開まで視野に入れた標準化活動について提言しております。

2点目の、標準化活動におけるリスクマネジメントの考え方につきましては、標準化活動は交渉事でございます、当初の目標設定どおりに進まない可能性もあるため、想定されるリスクとそれらへの対策を具体化し、その評価のための枠組みを整備し、特に評価においては、状況によっては標準化活動から撤退することも含めて判断できるような枠組みを整備すべきと提言しております。

3つ目の、標準化人材の確保につきましては、技術能力、語学力、交渉力の3つを兼ね備えた人材が必要ですが、そのような人材は限られていることから、その確保のための方策として、こちらに挙げております4つのポイントを整理しております。

次、ページ10をごらんください。最後の4点目、標準化活動の推進における官民の新しい連携の在り方ということにつきましては、官民が連携して標準化活動に対応する中で、どうしても民間だけでは対応し切れない部分がございます。政府による何らかの支援を行う場合の考え方を整理させていただきました。

支援の対象については、ここにありますように、国民的課題解決や国際競争力強化といった公益性の観点から、選定の基準を明確にしておくことが必要である。2つ目は、支援対象を公募で選定するなど、中小企業等の標準化ニーズを把握し、支援するための方策についても検討していくことが必要であると言っております。

続いて、支援内容に関しましては、戦略検討の場の設置や、サンプル実装支援、地域実証など、先ほども社会実装という言葉が出てきましたけれども、真に必要な内容とすること。

それから、支援に関する評価につきましては、支援の考え方、産業への波及効果、活動の進捗、支援の効果等の、外部有識者から構成される評価のための枠組みをきちっと整備すべきであるということを提言させていただきました。

以上でございます。ちょっと駆け足になって恐縮ですが、11ページ以降は参考資料がついてございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関して、皆様からのご意見、ご質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、藤沢委員。

○藤沢委員　　はい、ありがとうございます。これはとても大切な取り組みだと思いますし、非常に納得しながら拝聴していたんですけども、1つだけ、すごく細かなことで、ここの言い回しを少し検討していただけたらなと思ったところが1カ所ありまして、人材のところなんですけれども、9ページの③標準化人材のところ、3つ目の黒四角が「短期的には、海外の標準コンサルタントの活用について検討することも有効であり」ということになっているんですが、実際にIT以外の世界でも、いろんな国際交渉、国連とかで標準化の話、または国際的な交渉の場に行くと、最近は新興国も大変交渉が上手で、なぜかという、交渉官が自国の人間ではなくて、よその国の人間が交渉官をやっているということも多々見られるようになっていまして、確かにこういうIT、ICTの世界であると、秘密が漏れるので外国人はどうかとか、いろんな議論はあるのかもしれないんですけども、「有効であり」ではなくて、ここはもう必要で、後ろの文章には「必要」がついているんですが、どう読んでも、海外コンサルタントの活用は有効だということをやむやで終わっている気がするので、「必要である」というふうなところまで議論を持っていただけないかなというのは感じたところです。細かなことですみません。

○須藤部会長　　いえ、重要なことだと思います。徳田委員、いかがでしょうか。

○徳田委員　　そうですね。非常に前向きなコメントをいただきまして、ありがとうございます。議論の中では、やはりある意味、必要であるということで議論をされておりましたので、書きぶりとしては配慮させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。では、清田委員。

○清田委員　　時間がないのに発言ばかりして申しわけありません。非常に大事な、まさに標準化の世界で、10年ぐらい前までは、日本が、いわゆる電気・電子部品関係とか、

そういう電気製品で、標準をデファクトとしてとってきたのってたくさんあるんですけども、最近はずっかりやられているという現状もあって、こういう、国として標準化活動に支援をしようというのは大変大事なことだと思うんですけども、ここに一部書いてあるように、場合によっては標準化活動から撤退するという勇気も要するという、これも非常に私は賛成です。

この標準化をするに当たって、例えば今、自動車のEVの電力の供給のソケットというんですかね、名前は何というのか知りませんが、そのつなぎ口のところが、日本がEVにどんどんしたんですけど、日本のものは後から来た分だけ、説明だけ本で読むと、どうも欧米のほうが、フォルクスワーゲンなんかやっているほうがよさそうに素人だと見えるんですけども、日本はそれでも構わず、EVは日本のほうが、何千台かですよ、まだ台数としては世界で何千台か先行しているから、日本の標準を推進すべきだということをやっている。だけど、こういうのは、場合によっては早々と、もっと世界標準に入れかえてしまったほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、そういう勇気というのが非常に大事なので、ここはもう少し強く、実装や実証の成果を見た上で、状況によっては標準化活動から撤退して、早々と標準化を、モデルをつくり変えるということも入れていいんじゃないかというふうに感じましたので、一言……。これは、ご指摘の中身は大賛成なので、もう少し強く表現していただければと思ったんですけど。

○須藤部会長　　どうですか。

○徳田委員　　重要なご指摘、ありがとうございます。この新しい官民の役割分担に関しましては、主に大企業中心にアンケートを打ちまして、やはりトップマネジメントの方たちの標準化に対する立ち位置が、少し今、清田委員が言われたような積極的な見方ではなくて、ある種、世の中の流れの情報をとればいいと、割と受け身的に考えている方たちがまだ多くて、今のEVのソケットの話も実は委員会で出まして、やはりそういう積極的な見方ですね、どこでデシジョンして、これはもうこの標準を使うとか、これはぜひひとって出るんだと、標準をとりに出るんだと、そこら辺の企業内の、多分、上の方たちに対する標準化政策に対するリテラシーというんでしょうか、それも少し我々委員の中では議論がありましたので、今、ご指摘のような、もう少し強い表現に変えさせていただきたいと思います。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうも、各委員は協力してくださる姿勢を見せていただいているように思いますが、ほんとうはまだ言いたいことがいっぱいおありだと思いますが、よろしければ、ただいまいただいた書きぶりの若干の修正を、強調点等を施した上で、当部会として、この報告書を了承したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤部会長 どうもありがとうございます。では、本件につきましても、25日開催予定の総会におきまして、答申案として、若干の書きぶりの変更を加えた上で提案させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

(5) 委員会の廃止について

○須藤部会長 さて、最後になります。最後に、委員会の廃止について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○藤江管理室長 委員会の廃止について、事務局よりご説明をさせていただきます。資料39-5をごらんください。本日、ご審議いただきました4つの案件でございますが、先ほどのご報告及び総会での答申をもちまして、委員会の役割が終了いたしますので、当該委員会の廃止をご提案申し上げるものでございます。

資料2ページ以降の委員会設置の決定第二号、第四号、第十二号、第十四号を、戻りまして1ページの廃止案により廃止をするというものでございます。また附則事項として、本件は総会において答申がなされた日に、各委員会を廃止するものとしてございます。

以上、ご提案を申し上げます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○須藤部会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局のご説明について、ご質問、ご意見があればおっしゃっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋委員 各委員会、非常に重い役割を果たしてきて、ようやく卒業だと思っている委員の方々も多いと思います。私もそうですが、先ほど来、多数の委員からご意見が出ているように、新しい検討の場ということで、また新しい委員会なり、何かの立ち上げがあるわけですね。それは次回の総会のときにご提案される状況なのか、もう少し先に

なるのか、事務局に少しお伺いしたいと考えます。

○藤江管理室長　そこにつきましては、いつご提案申し上げるかということも含めて、総務省のほうで検討させていただきたいと思います。

○須藤部会長　はい、では、近藤委員。

○近藤委員　Active Japan^{ICT}の戦略のこの楽しいイラストは、とてもマスコミ的に話題になりそうなので、ご提案なんですけど、お名前を入れたらどうか。例えばおばちゃんというのを近藤さんでもいいですし、佐藤さんとか鈴木さんでもいいと思うんですけど、何か個人名があると、すごくさらに普及、話題になっていいんじゃないかと思えますので、ご提案します。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。

○近藤委員　須藤さんとか高橋さんとか入れたらいいんじゃないかなと思います。

○須藤部会長　これは、新美先生、それから事務局、いかがですか。

○新美部会長代理　これは、案をつくってくれた方が特に名前を伏せたわけではありませんで、どなたか……、どの名前でもいいということであれば、事務局と相談して決めますが、どうぞ、いかがですか。

○渡辺情報通信政策課長　最終的には、主査や構成員の方々に相談させていただきますが、ご提案いただいた、お名前を入れる件については、簡単な説明文章を追加したものを、最終答申の中に入れ込む方法で検討したいと思います。それから、将来的には海外の方々にもご理解いただくような形で公表する可能性がございますので、そういった観点も含めて、検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。よろしいですか。

恐らくあのポンチ絵は一般に理解していただくものですから、論文調で第三者的な書き方ではなくて、シナリオ的な書き方にしたほうがいいと思うんです。そうすると、固有名詞なんかがあったほうがなじむというか……、だと思うんですよね。そこら辺、検討してみてください。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、ただいまのご説明どおり、諮問事項の調査検討終了のため、資料39-5のとおり、地上デジタル放送推進に関する検討委員会、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会、新事業創出戦略委員会、研究開発戦略委員会、情報通信分野における標準化政策検討委員会、以上5つの委員会を廃止することを決定したいと思

います。これは、先ほどのご報告のとおり、総会で決定された時点で廃止ということになります。と同時に、高橋委員からお話がありましたように、それぞれの政策に基づいて、かなりまた突っ込んだ検討が必要になり、また委員会等が必要になりますので、それは適時、また事務局のほうから案を出していただくということになろうと思います。よろしく願いいたします。

それから、新美先生からご報告いただいた「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」、これはグランドビジョンとして極めて重要になると思います。認識として、それから日本がかなりどんどん下がっていくということで、ちなみにですけれども、大学のアジアランキングというのも先週発表されて、東大の本部で評価を検討するほうから各部局長に通知が来まして、東京大学のランキングが、数年前までアジアトップをずっと続けていたんですけれども、昨年4位に転落、ことし8位に転落いたしました。1位は香港科学技術大学、2位がシンガポール国立大学、3位が香港大学、すべて英語圏の大学で、海外から優秀な研究者をたくさんとってきている大学です。

だから、競争、それからルールがちょっと変わってきたという形ですよ。まだ日本の大学は対応できていないと。東京大学がまだベスト10に入っていますけれども、ほとんどほかの大学は総討ち死にという現状です。もうアジアにもついていけないという状況ですので、まさに思い切ったグランドビジョンと戦略ロードマップですね、あらゆる分野でやらないと、もういけない状況になっていると思います。産官学合わせて大きなかじ取りが必要であろうというふうに思います。その上で、また今後、各委員ともよろしくご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

閉 会

○須藤部会長　それでは、事務局から何か最後にございますでしょうか。

○藤江管理室長　ございません。

○須藤部会長　よろしいですか。

それでは、ご熱心な討論をいただきまして、ありがとうございます。次回の情報通信政策部会は、日程が決まり次第、事務局よりご連絡申し上げます。

以上で閉会いたします。ありがとうございました。